

下市町 高齢者福祉計画及び 第9期介護保険事業計画

【令和6（2024）年度～令和8（2026）年度】

概要版

～ 基本理念 ～

みんながともに輝き、
健康でいきいきと生活できるまち



令和6（2024）年3月

下市町

第1号被保険者の介護保険料が変わります

介護保険料の段階が所得に応じて9段階から13段階に細分化されました。

また、非課税世帯の第1段階から第3段階までの負担割合が少なくなりました。

所得段階	所得の条件		基準額 に対する 割合	保険料 (年額)
第1段階	本人が住民税非課税	生活保護を受給している方	基準額 × 0.285※	19,490 円
		老齢福祉年金を受給している方		
		公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が 80万円以下の方		
第2段階	本人が住民税非課税	公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が 80万円を超え 120万円以下の方	基準額 × 0.485※	33,170 円
第3段階		公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が 120万円を超えている方	基準額 × 0.685※	46,850 円
第4段階		世帯課税	公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が 80万円以下の方	基準額 × 0.9
第5段階 保険料基準額	公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が 80万円を超えている方		基準額 × 1.0	68,400 円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が 120万円未満の方	基準額 × 1.2	82,080 円
第7段階		合計所得金額が 120万円以上 210万円未満の方	基準額 × 1.3	88,920 円
第8段階		合計所得金額が 210万円以上 320万円未満の方	基準額 × 1.5	102,600 円
第9段階		合計所得金額が 320万円以上 420万円未満の方	基準額 × 1.7	116,280 円
(新設) 第10段階		合計所得金額が 420万円以上 520万円未満の方	基準額 × 1.9	129,960 円
(新設) 第11段階		合計所得金額が 520万円以上 620万円未満の方	基準額 × 2.1	143,640 円
(新設) 第12段階		合計所得金額が 620万円以上 720万円未満の方	基準額 × 2.3	157,320 円
(新設) 第13段階	合計所得金額が 720万円以上の方	基準額 × 2.4	164,160 円	

※ 「公費による保険料軽減の強化」による軽減幅を反映後の割合

保険料基準月額

第9期計画期間の第1号被保険者の保険料基準月額は「5,700円」となります。



計画の策定について

■ 計画の背景と趣旨

本町では、これまで、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。

さらに今後は、現代の複雑化・複合化した様々な課題に対応するために、公的サービスだけでなく、あらゆる町民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することが重要です。また、少子高齢化と人口減少が深刻化している状況においても、「地域包括ケアシステム」を構築し、維持し続けていくことが必要であり、「地域共生社会」の実現に向けて、中核的な基盤となりえる「地域包括ケアシステム」をさらに深化させていかなければいけません。

以上のような動向を踏まえながら、これまでの取り組みを継承しつつ、町内で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために、「下市町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定します。

■ 計画の位置づけ

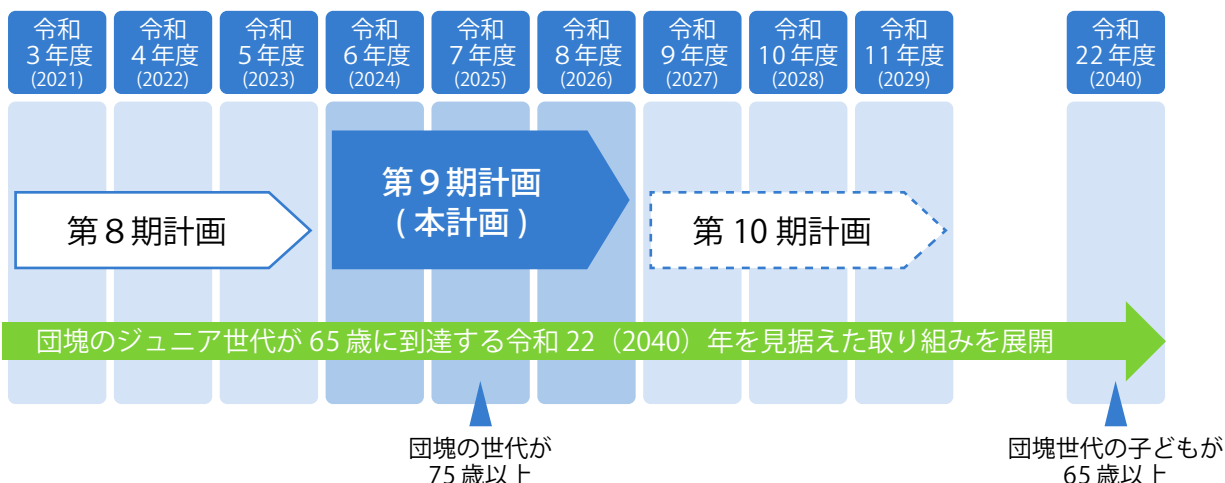
高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「老人福祉計画」に基づき、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、策定するものです。高齢者福祉計画は介護保険事業計画を内包する位置付けにあることから、本町では両計画を一体化に策定します。

また、本計画は、本町の地域福祉を推進するための「下市町地域福祉計画」を上位計画とし、「下市町地方創生総合戦略」をはじめとした本町の計画、また、県が策定する「高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画」など各分野の関連計画との連携・調和を図っています。

■ 計画の目標年度と期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とします。

また、本計画では、団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢人口がピークを迎える令和22(2040)年度に向けて、中長期的な視野に立ち、段階的に施策を展開します。



基本理念と施策体系

— 基本理念 —

みんながともに輝き、 健康でいきいきと生活できるまち

急速な高齢化の進展は、本町においても第8期計画期間の高齢者割合の増加としてあらわれています。より多くの高齢者が健康寿命を延伸し、介護を必要とせず健康で自立した生活を送ることはもちろん、加齢に伴って生活上の不便や不安が生じた場合でもそれらを受け止め、支えるまちづくりが求められています。

今後も、家庭や地域での自立を支援しながら、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいき暮らせる社会の実現と、全ての人々が支えあうまちづくりを引き続きめざすため、第8期計画の考え方を引き継ぎ、本計画の基本理念を設定します。

基本 目標

1

いきいきと過ごすことができる まちづくり

施策の方向1 高齢者の生きがいづくりを推進します

- ・高齢者の社会参加と参画の促進
- ・生涯学習、文化活動、レクリエーション活動の促進

施策の方向2 介護予防・健康づくりを推進します

- ・壮年期からの健康づくりとフレイル予防
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ・自立支援・介護予防・重度化防止の確実な実行

基本 目標

2

住み慣れた地域で 安心して生活できるまちづくり

施策の方向1 地域包括ケアシステムを推進します

- ・地域包括支援センター（なんでも相談センター）の運営・体制強化
- ・医療・介護・保健福祉の連携強化

施策の方向2 高齢者の在宅生活を支援します

- ・介護者への支援
- ・日常生活への支援

施策の方向3 介護サービスを充実します

- ・介護サービス基盤の整備・安定供給
- ・介護人材の確保・資質向上及び業務効率化
- ・介護保険制度の適正かつ円滑な運営

施策の方向4 認知症高齢者への支援を充実します

- ・認知症に関する普及啓発・本人発信支援
- ・認知症の予防・早期発見・早期対応の推進
- ・認知症高齢者の見守り・支援体制の強化
- ・認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

基本 目標

3

地域みんなで支え合い、 ふれあうまちづくり

施策の方向1 地域福祉活動を支援します

- ・地区組織活動の支援
- ・地域と行政の協働による地域包括ケアシステムの推進

施策の方向2 高齢者の人権を大切にします

- ・人権意識の普及啓発
- ・権利擁護の推進
- ・高齢者虐待防止対策の推進

基本 目標

4

安全で快適な暮らしやすい まちづくり

施策の方向1 快適な住宅、住環境の向上をめざします

- ・高齢者にやさしい居住環境の推進
- ・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策の方向2 安全・安心な生活環境を推進します

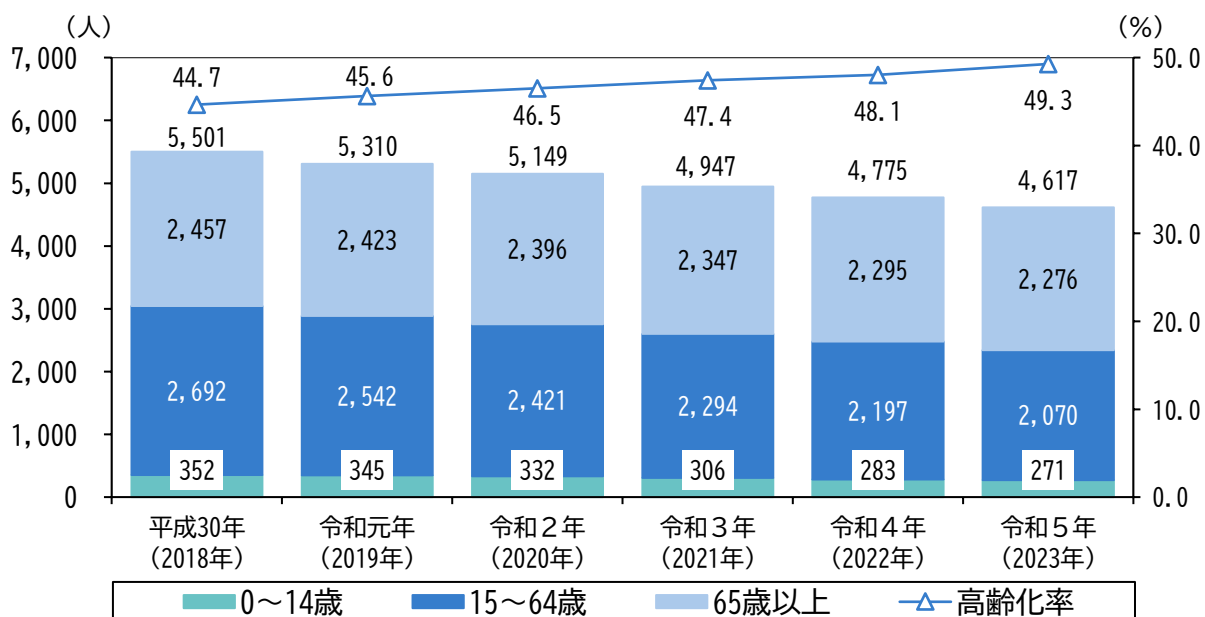
- ・災害や感染症に備えた高齢者支援体制の確立
- ・事故や犯罪から高齢者を守る取り組み

高齢者を取り巻く状況

■ 人口及び高齢化率の推移

本町の総人口は減少傾向で推移しており、令和5(2023)年は4,617人となっています。

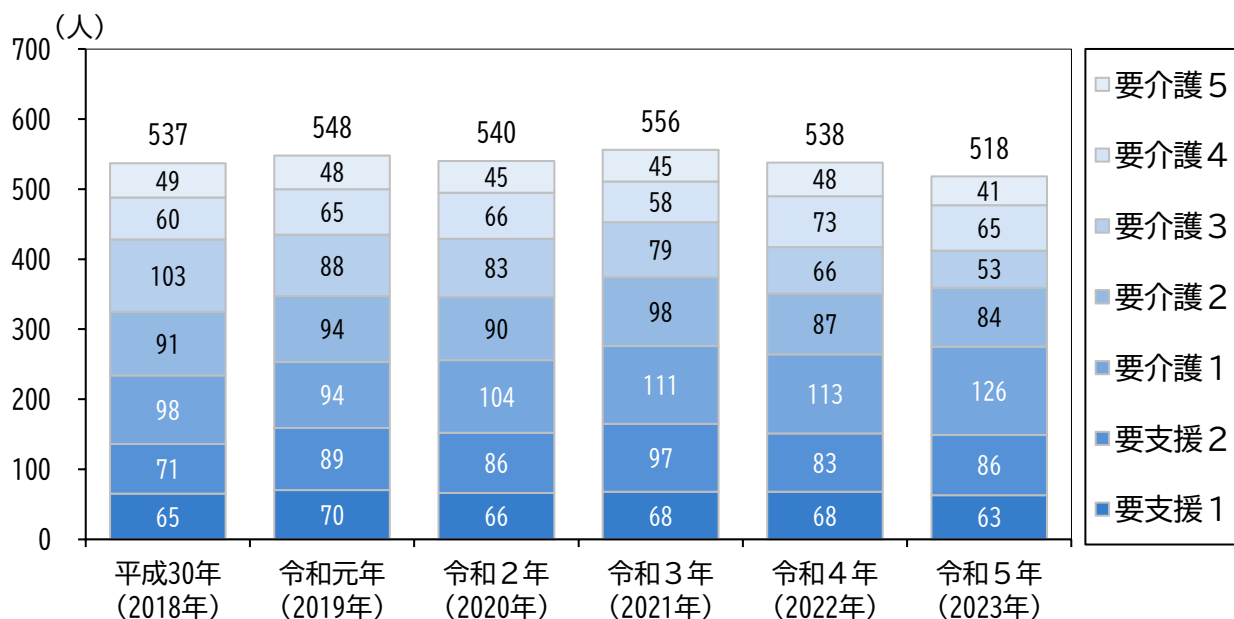
また、65歳以上の高齢者人口についても減少傾向で推移しており、令和5(2023)年は2,276人で、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は増加傾向で推移しており、令和5(2023)年は49.3%となっています。



資料：住民基本台帳 (各年10月1日現在)

■ 要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5(2023)年で518人となっています。



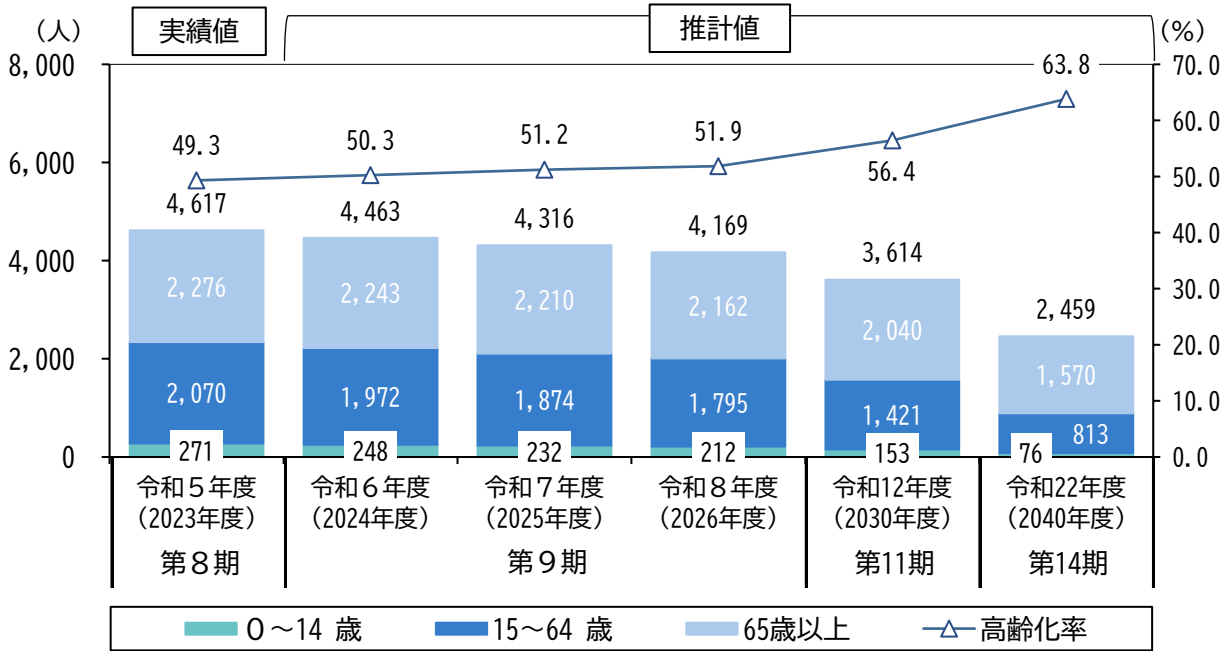
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」(各年9月月報)

高齢者等の見込み

■ 人口推計

今後の本町の総人口を推計すると、本計画期間の最終年度の令和8（2026）年度には、総人口は4,169人になると見込まれます。

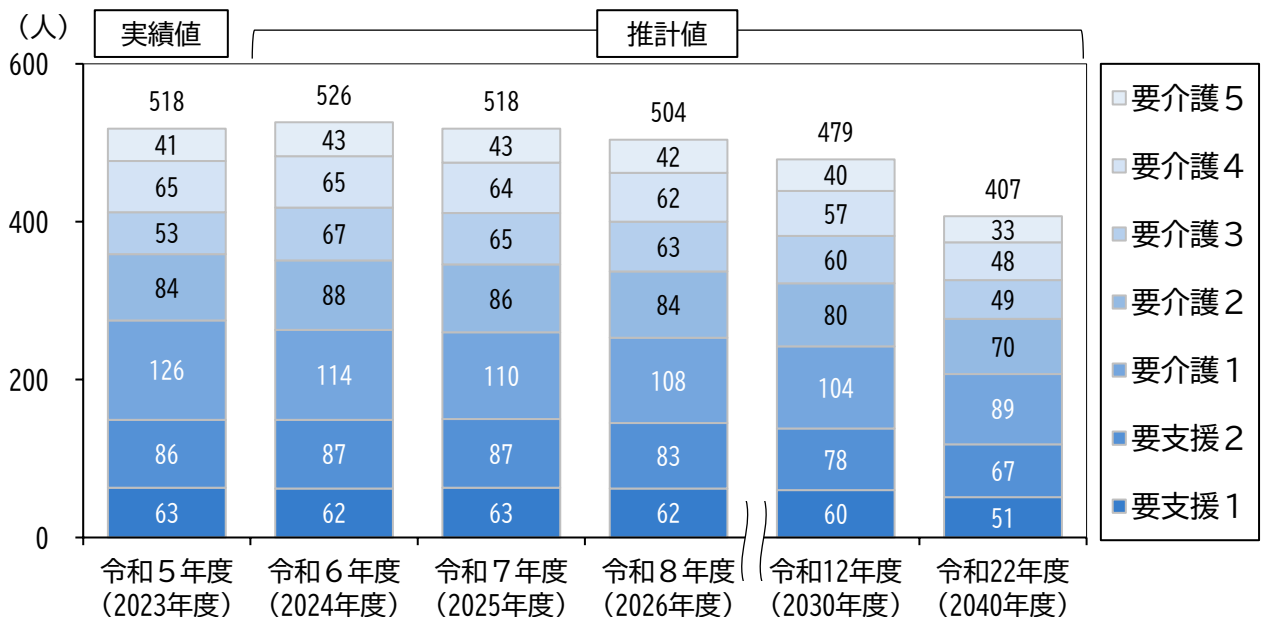
また、高齢化率については、令和6（2024）年度には50%を超えると見込まれます。



令和元（2019）年から令和5（2023）年の各年10月1日現在の住民基本台帳の男女別年齢別人口を用い、コーホート変化率法（各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）で人口を推計

■ 要支援・要介護認定者の推計

今後の要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）を推計すると、令和8（2026）年度には504人になると見込まれます。

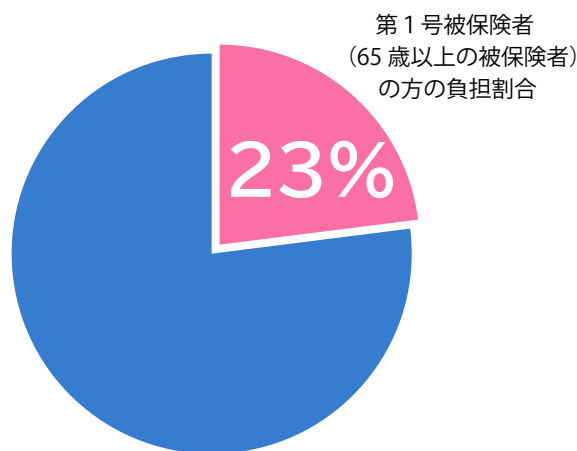


資料：令和5年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告」（9月月報）

介護保険事業費の見込み

■ 介護給付等の財源

介護保険事業費の財源は、第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の保険料、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の被保険者）の保険料、国、奈良県、本町、国の調整交付金によって構成され、第9期計画期間（令和6年度から令和8年度）における第1号被保険者の方の負担割合は第8期に引き続き23%となっています。



ただし、公費のうち「国の調整交付金」は、市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者（75歳以上の人）の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっています。

■ 介護保険事業費の見込み

介護保険サービスにかかる費用である介護給付費、介護予防給付費に諸費用を加えた標準給付費見込額と、地域支援事業費の第9期計画期間（令和6年度から令和8年度）の見込みは以下の通りとなります。

(単位：円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
介護給付費	738,352,000	724,735,000	701,271,000	2,164,358,000
介護予防給付費	13,973,000	14,039,000	13,145,000	41,157,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	41,952,299	41,397,409	40,333,448	123,683,156
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	21,634,682	21,335,545	20,758,908	63,729,135
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,363,480	2,327,533	2,264,627	6,955,640
算定対象審査支払手数料	731,726	720,650	701,125	2,153,501
標準給付費見込額(A)	819,007,187	804,555,137	778,474,108	2,402,036,432
地域支援事業費(B)	71,091,876	71,391,599	72,912,521	215,395,996
第1号被保険者負担分相当額 ($(A+B) \times 0.23$)	204,722,784	201,467,749	195,818,925	602,009,458

下市町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画【概要版】

■発行年月 令和6(2024)年3月

■編集・発行 下市町健康福祉課

〒638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下市1960番地

TEL：0747-52-0001(代表) 0747-68-9065(直通) FAX：0747-52-0007